

「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（仮称）」の考え方

（趣旨）

千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉市条例第34号）の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定める。

（パートナーシップの定義）

互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係。

- ・互いの合意のみに基づき、2者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること

（宣誓を行うことができる者）

- ・成年であること
- ・市内在住又は市内への転入を予定していること（いずれか一方で可）
- ・配偶者がいないこと、当事者以外の者とのパートナーシップがないこと
- ・近親者でないこと（養子縁組を解消した場合は可能）

（必要書類）

- ・住民票の写し等、現住所を確認できるもの
- ・戸籍謄本等、独身であることがわかるもの ほか

（交付する書類）

- ・パートナーシップ宣誓証明書
- ・カード型証明書（希望する方のみ）

（その他）

- ・宣誓を行うことができる者は、LGBT（性的少数者）に限定しない。
- ・通称名を使用することができる。
- ・市が行う施策については、宣誓及び証明書の趣旨を理解し、適切に取り扱う。
- ・市は、パートナーシップ宣誓及び市が交付した証明書の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。